

医療介護総合確保促進法に基づく令和元年度神奈川県計画（案）の
策定について（医療分）

1 これまでの経過

- 平成 31 年 2 月 15 日付け事務連絡にて厚生労働省医政局地域医療計画課より、平成 31 年度計画（令和元年度計画）の策定に向けた調査票の作成依頼があり、関係団体、市町村等からの提案の内容等を参考に調査票を作成し、3 月 8 日に、厚生労働省へ提出した。
- 9 月 20 日（金）時点では、医療分についての内示は行われていない。

2 内示額について（基金額（国負担 2/3+県負担 1/3）ベース）

事業区分	調査票提出額	内示額
I 病床の機能分化・連携のために必要な事業	7,535千円	不明
II 在宅医療を推進するための事業	258,967千円	不明
III 医療従事者等の確保・養成のための事業	1,553,379千円	不明
合 計	1,819,881千円	不明

- 区分 I の病床の機能分化・連携に重点的に配分される見込み。
- 国は、事業区分間の額の調整を不可としている。

（参考）介護分については、7 月 19 日付けで内示が行われた。

基金規模（基金額ベース）：2,977,500 千円

（介護施設等整備 2,793,675 千円、介護従事者確保 183,825 千円）

3 都道府県計画の計画額調整の考え方

- 要望額から減額して内示された場合、令和元年度交付分に加えて、平成 30 年度までに造成した基金の執行残額を活用することで、事業を実施する予定。

4 計画（案）について

(1) 基本的な考え方

- 本県における高齢者の増加率は、2010 年から 2025 年にかけての伸び率を見ると、全国平均を上回っており（全国第 3 位）、今後急速に高齢化は進展する。
 - ・ 65 歳以上人口：1.35 倍（全国平均：1.24 倍）
 - ・ 75 歳以上人口：1.88 倍（全国平均：1.53 倍）
- 急速に進展する高齢化に対応するため、「未病を改善する」取組みと合わせ、地域で安心して療養しながら生活できる体制の整備が必要である。
- そのため、急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ取り組む。

(医療分 施策体系)

I 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築	1 病床機能の確保 ① 不足する病床機能への転換・整備の推進 ② 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成 ③ 病床稼働率向上のための取組みの推進
	2 病床機能等の連携体制構築 ① 地域の医療・介護の連携体制構築 ② 主要な疾患等の医療提供体制の強化
	3 県民の適切な医療機関の選択や受療の促進に向けた普及啓発
II 地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の充実に係る取組み	1 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の基盤整備 ① 在宅医療の体制構築 ② 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化 ③ 薬剤師の医薬品等の適切な取扱いや在宅医療の知識向上 ④ 小児の在宅医療の連携体制構築 ⑤ 地域で支える認知症支援及び精神疾患ネットワークの構築
	2 在宅医療を担う人材の確保・育成 ① 在宅医療を担う医療従事者の確保 ② 在宅医療の多様なニーズに対応した質の高い人材の育成
	3 県民に向けた在宅医療の普及啓発及び患者・家族の負担軽減
III 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた取組み	1 医師の確保・養成 ① 医師の確保・養成 ② 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組み
	2 看護職員の確保・養成 ① 看護職員の養成確保 ② 定着対策 ③ 再就業の促進
	3 歯科関係職種の確保・養成
	4 薬剤師の確保・養成
	5 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成(再掲)
	6 在宅医療を担う人材の確保・育成(再掲)

(2) 令和元年度計画に位置付ける予定の主な事業（金額は、基金規模額）

I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備 7,535 千円
- ・ 医療機関に対するセミナー等の開催により、地域医療構想の理解促進、不足病床機能区分への転換促進を図る。
 - ・ かかりつけ医と専門医など複数の医療機関や職種による連携を推進することなどにより、急性期から維持期（在宅医療）まで、切れ目のない医療が受けられる体制を構築する。

II 居宅等における医療の提供に関する事業

ア 在宅医療の体制構築

- (ア) 在宅医療施策推進事業 3,411 千円
- ・ 在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を開催し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有等を行う。
 - ・ 県全域または保健福祉事務所単位での研修等を実施する。
 - ・ 地域の医師における看取りと検案についての研修会を開催する。

- (イ) 訪問看護推進支援事業 11,758 千円
- 訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題や対策を検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の確保・定着及び、育成のための研修等を実施する。

イ 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化

- (ア) 在宅歯科医療拠点運営事業 126,804 千円
- 訪問歯科診療では対応できない在宅患者等の治療機会を確保するため実施する歯科診療に係る経費の一部を補助する。

- (イ) 在宅歯科診療所設備整備事業 80,234 千円
- 在宅歯科医療を実施する歯科医療機関の在宅歯科医療用機器等の整備に係る経費に対し助成する。

- (ウ) 口腔ケアによる健康寿命延伸事業 9,962 千円
- オーラルフレイル改善プログラムの指導及び口腔機能の再評価を行うことをきっかけに、かかりつけ歯科医として、継続的に地域の高齢者のオーラルフレイル対策に取り組むとともに、在宅歯科医療における介護重度化や全身疾患重症化の予防に取り組む体制整備等を行う。

ウ 薬剤師の医薬品等の適切な取扱いや在宅医療の知識向上

- (ア) 在宅医療（薬剤）推進事業 1,000 千円
- ・ 地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬剤師・薬局が地域のチーム医療の一員として、在宅患者への薬学的管理指導等を行えるよう、関係する多職種に連携対策強化のための働きかけを実施する

エ 小児の在宅医療の連携体制構築

- (ア) 小児等在宅医療連携拠点事業 7,798 千円
- 在宅医療へ移行する小児等が安心して療養することができるよう、地域の医療者等の在宅療養のスキル向上や地域の関係機関の連携構築を図る。

オ 在宅医療を担う人材の確保・育成

- (ア) 訪問看護ステーション研修事業 18,000 千円
- ・ 人材育成の経験が豊富な訪問看護ステーションを「教育支援ステーション」に位置付け、研修や同行訪問を実施する。
 - ・ 訪問看護ステーションに勤務する看護職員が特定行為研修を受講す

る際、代替の看護職員の雇用経費を補助する。

Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業

ア 医師の確保・養成

(ア) 医師等確保体制整備事業

99,737 千円

- ・ 地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターを運営し、医師不足病院の医師確保支援及び医療従事者の勤務環境の改善に主体的に取り組む医療機関への支援を行う。
- ・ 横浜市立大学の総合診療医学教室の指導医等の配置に係る経費について支援するとともに、北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度に基づき、修学資金の貸付を行う。

(イ) 産科等医師確保対策推進事業

128,280 千円

- ・ 産科医師等に分娩手当を支給する分娩取扱施設に対して補助する。
- ・ 産婦人科専門医の取得を目指す産婦人科専攻医を受け入れており、産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした研修医手当等の支給を行う医療機関に対して補助する。
- ・ 横浜市立大学における産科等医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒後9年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付を行う。

(ロ) 病院群輪番制運営事業

246,579 千円

- ・ 市町村域を越えた広域ブロック内で病院が協同で輪番方式により（拠点病院が拠点方式により）休日・夜間の入院加療を必要とする中等症又は重症の小児救急患者や初期救急医療施設からの小児転送患者の医療提供体制を確保するため、小児救急医療に必要な医師、看護師等の確保に必要な経費を補助する。

イ 看護職員の確保・養成

(ア) 看護師等養成支援事業

676,432 千円

- ・ 民間の看護師等養成所の運営費に対する補助を行い、看護実習の受入体制の充実化や受入拡充を図る施設に対し補助を行うとともに、看護教育の経験豊富な教育指導者の派遣等を実施する。
- ・ 看護を取り巻く課題への対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、看護職の専門性を高める研修等を実施する。
- ・ 関係団体が行う看護教育事業を支援し、看護職員の確保及び育成を図る。
- ・ 新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、病院が実施する研修に対して、必要な経費を補助する。採用が少なく、独自に研修が実施できない病院等の新人看護職員を受入れて研修を実施する病院や団体に対して、必要な経費を補助する。

(イ) 院内保育所支援事業

270,846 千円

- ・ 保育室を運営する医療機関に対し、規定された人数の保育士人件費相当を補助する。また、24時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算を行う。
- ・ 病院内保育施設の新築等に要する工事費に対して補助する。

(ロ) 看護実習指導者等研修事業

38,210 千円

- ・ 神奈川県実践教育センターにおいて、専任教員、実習指導者等を養成する講座を開講するとともに、水準の高い看護を実践できる認定

看護師等の育成講座を実施する。

- ・ 看護教育に興味のある看護師等を対象に、看護専任教員として働く動機付けの研修等を実施し、看護専任教員の成り手の増加を図る。
- ・ 「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（厚生労働省医政局長通知）」に沿った講習会を実施する。

(エ) 潜在看護職員再就業支援事業 12,157 千円
潜在看護職員に対して普及啓発を行うとともに、離職した看護職員の再就業を促すため、復職支援研修等を実施する。

(オ) 看護職員等修学資金貸付金 37,060 千円
看護職員・理学療法士等養成校在校生を対象に貸付けを行うことにより、県内での就業を促進する。

(カ) 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業 1,559 千円
医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護について研修を実施することで、障害福祉サービス事業所等や入所施設において必要な専門的な技術を有する看護職員の養成確保、人材の定着を図る。また、あわせて福祉現場の第一線における看護の必要性について普及啓発を図る。

(キ) 精神疾患に対応する医療従事者確保事業 700 千円
認知行動療法等について、基礎知識に加えて、グループワーク中心とする研修を実施することにより、神奈川県全域の精神科病床を有する各病院（69 か所）において、認知行動療法を実践し、精神疾患のある患者の回復や再発予防の促進を支援する看護職員の養成を図る。

ウ 歯科関係職種の確保・養成

(ア) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業 1,479 千円
神奈川県歯科医師会等が実施する、気管内吸引及び生体モニターを活用した研修会及び高校生等を対象とした仕事内容 P R イベントの開催等に要する費用に対し補助する。

(イ) 歯科衛生士確保・育成事業 1,877 千円
・ 離職歯科衛生士の復職を支援するため、講習会及び就業支援を実施する。
・ 県全域の歯科衛生士を対象に、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施する。

※必要に応じて記載額のほか、平成 30 年度以前の基金も活用しながら実施する予定。

5 今後のスケジュール

時期	内容
未定	内示
未定	都道府県計画（医療分と介護分を併せて記載したもの）を国へ提出
未定	交付決定